

新潟市立保育園・認定こども園
紙おむつ等定額利用サービス事業
公募型プロポーザル実施要領

新潟市こども未来部幼保支援課
令和7年2月

この要領は、新潟市立保育園・認定こども園紙おむつ等定額利用サービス事業の実施に当たり、保護者が投票する候補事業者を公募型プロポーザル方式により選定するための手続等に関し、必要な事項を定めるものである。

1 事業の目的

新潟市立保育園・認定こども園（以下、「保育園等」という。）で使用する紙おむつは、各家庭において記名した紙おむつを持参している。また、保育園等においては、各家庭から持参された紙おむつの在庫管理や補充の連絡等の業務を行っており、保護者、保育者双方にとって時間や手間のかかる作業、業務となっている。

このような状況を改善するため、紙おむつ等定額利用サービスを導入することにより、保護者、保育者双方の負担を軽減し、保育の質の向上を図ることを目的とする。

2 業務の内容

(1) 名称

新潟市立保育園・認定こども園紙おむつ等定額利用サービス事業（以下「本事業」という。）

(2) 業務内容

「新潟市立保育園・認定こども園紙おむつ等定額利用サービス事業仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 事業期間

協定書締結日から令和 10 年 3 月 31 日まで

3 実施方式

公募型プロポーザル

4 参加資格

プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる資格要件をすべて満たさなければならない。また、プロポーザルに参加する者が協定書締結までの間に、参加資格要件を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。

(2) 参加申請書提出時、新潟市の入札参加資格者名簿に登載されていること又は以下の要件をすべて満たす者であること。

ア 市税、法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者。

イ 参加申請を行う日において、引き続き 1 年以上の事業を営んでいる者。ただし、事業承継を受けている場合は、承継前の事業期間を含む。

(3) 参加申請書の提出から協定書の締結までの間において、新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止等を受けていないこと。

(4) 次の申し立てがされていない者であること。

ア 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申し立て

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続開始の申し立て

ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申し立て

(5) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成 24 年新潟市条例第 61 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下に同じ。）又は暴力団員（同条第 3 号に規定する暴力団員をい

う。以下、同じ。)が経営、運営に関与している法人でないこと及び暴力団または暴力団員と関係を有するものではないこと。

- (6) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定によるもの）でないこと。
- (7) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）でないこと。
- (8) 教育・保育施設において同種のサービス提供の実績が過去3年以内に5施設以上あること。
- (9) 仕様書に基づく要件に対応できること。

5 候補事業者決定までの流れ

- (1) プロポーザルへの参加を希望する者は、指定期日までに本市に参加申込みを行い、プロポーザルに参加できるものとする。
- (2) 参加者は、指定期日までに本市に企画提案書等を提出したのち、候補事業者の選定を受けるものとする。
- (3) 本市は、選定の結果、得点が上位5位までの提案者5者を候補事業者として選定する。候補事業者と企画提案の内容をもとに、協定書締結に向けて協定条件等について協議を行うものとする。
なお、各候補事業者が本事業で実施する園は、協定書締結後に候補事業者の中から各保育園等の保護者が投票により決定する。
- (4) 本市と候補事業者との協議が整わない場合は、本市は次順位の者と協議を行うものとする。
- (5) 候補事業者の選定に関する日程については、「11 スケジュール」のとおりとする。

6 質問及び回答

質問及び回答については、次のとおり行うこととする。

- (1) 質問がある場合は、「質問書」（様式第3号）に質問事項を記載のうえ、令和7年2月21日（金）17時までに、電子メールにより「14 問い合わせ先」に送信すること。メールの件名は「新潟市立保育園・認定こども園紙おむつ等定額利用サービス事業プロポーザル質問書（会社名）」とすること。
- (2) 質疑に対する回答は、参加者全員に電子メールにて令和7年2月28日（金）までに回答するとともに、新潟市ホームページに掲載する。
※ ただし、参加資格要件を満たさないことが明らかな者からの質問については、本市は回答しないことができるものとする。

7 提出書類

- (1) 参加申込にかかる書類：提出部数 各1部
 - ア 参加申請書（様式第1号）
 - イ 企業等の概要（様式第2-1号）
 - ウ 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（様式第2-2号）
 - エ 新潟市の入札参加資格者名簿に登録されていない者は以下の書類
 - (ア) 登記事項証明書（申請月3ヵ月以内に証明されたもの）
 - (イ) 直近の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）
 - (ウ) 新潟市の納税証明書（新潟市入札用 申請月3ヵ月以内に証明されたもの）

※新潟市に納税義務がある者のみ

(エ) 税務署の納税証明書（「納税証明書その3の3」申請月3ヵ月以内に証明されたもの）

オ 参加者が一般的に配布している広報物（チラシ、パンフレット）等の参考資料

(2) 企画提案にかかる書類

ア 企画提案書：提出部数 正本1部・副本7部

参加者は、「新潟市立保育園・認定こども園紙おむつ等定額利用サービス事業仕様書」及び「企画提案書作成要領」等に基づき、考え得る最適な方策を企画提案書等により提案する。企画提案は1者につき1提案とすること。

※ 企画提案書表紙は、所定の様式（様式第5号）に基づき作成する。提案者名の記載は、正本表紙のみとし、副本表紙には、社章など、提案者が類推できる表現は一切記載しないこと。

イ 市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者等であることの確認書

新潟市内に主たる事務所又は事業所を有する、中小企業及びそれに準ずる法人・団体に対し、企画提案書による評価とは別に5%の加点（配点の合計が100点であれば5点加点）を実施する。該当する場合は、所定の様式（様式第6号）を作成し、証明できる書類を添付すること。

※ 該当する場合のみ提出

(3) 提出の期限、方法及び場所

ア 提出期限：令和7年3月7日（金）17時必着

イ 提出方法：直接窓口へ持参か、書留郵便とする。

※ 窓口への持参は、月曜日から金曜日（土・日曜、祝日を除く。）のうち、9時から17時（12時から13時を除く）までとする。

※ 電子メールでの提出は不可とする。

※ 郵送による提出の場合、提出期限までに到着しなかったものは受け付けない。

ウ 提出場所：「14 問い合わせ先」

(4) 企画提案書に対する質問

企画提案書等の内容について、本市が参加者に問い合わせを行った場合、問い合わせを受けた参加者は速やかに回答するものとする。

(5) 参加を辞退する場合

参加を辞退する場合には、「プロポーザル参加辞退書」（様式第4号）に必要事項を記入、代表者印を押印のうえ、提出書類の提出期限までに「14 問い合わせ先」に提出する。

8 選定方法及び選定結果

(1) 選定委員会

委託候補者等の選定は、各提案者提出の企画提案書に基づき、選定委員会が行う。選定委員会の委員構成は審査終了まで非公開とする。

(2) 選定方法

ア 選定委員会は、各提案者提出の企画提案書に基づく書類審査により、総合評価合計点が上位5位までの提案者5者を候補事業者として選定する。ただし、紙おむつの銘柄について同一銘柄は2者までとし、上位5位に3者以上同一銘柄の提案者がいた場合は、次順位の別銘柄の提案者を候補事業者として選定する。

イ 上位5位の提案者が2者以上いるときは、月額利用料金が最も安い提案者を候補事業者として選定する。月額利用料金も同額であった場合は、委員長が決定する。

ウ 提案評価合計点が6割に満たない者は、候補事業者に選定しない。

(3) 評価基準

選定委員会における企画提案書の評価は、「採点基準表」に基づき行うものとする。

(4) 選定結果の通知

選定結果は、各提案者へ電子メールで通知し、新潟市ホームページへの掲載をもって公表する。なお、候補事業者を除く、各提案者の情報（社名、提案内容等）、得点、順位等は非公開とし、審査内容及び順位等の問い合わせについては、一切受け付けないものとする。

9 協定書の締結方法等

(1) 選定結果通知後、選定された候補事業者と市で詳細を協議し、協議が成立した場合には、当該事業に係る協定書を締結する。

(2) 指名停止等やむを得ない事情により候補事業者と協定書を締結できないときは、次順位の評価を得た者を候補事業者として選定し、協定書を締結する。また、候補事業者が正当な理由なく協定書を締結しないときは、その選定を取り消すとともに、次順位の者を候補事業者として選定し、協定書を締結する。

(3) 協定書金額

提案された月額利用料金の範囲内とする。

(4) 取扱品目

提案された紙おむつ及びおしりふきの銘柄とする。

10 失格事項

次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 提出書類が提出期限を過ぎた場合

(2) 募集要領、企画提案書作成要領に定める事項に違反した場合

(3) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合

(4) 募集要領に定める方法以外で市職員、選定委員等に対して本案件について接触をはかり、接触した事実が認められた場合

(5) その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったと市が判断した場合

11 スケジュール

選定の流れは次のとおりとする。期日までに必要書類を提出すること。

実施項目	実施日
募集開始日（市ホームページに掲載）	令和7年2月14日（金）
質問書提出締切日	令和7年2月21日（金）17時必着
質問に対する回答日（市ホームページに掲載）	令和7年2月28日（金）
提出書類締切日	令和7年3月7日（金）17時必着
企画提案書書類審査	令和7年3月中旬
選定結果通知日	令和7年3月下旬

12 実施園の選定方法

(1) 各園の保護者投票

市における候補事業者の中から各園の保護者投票により、実施園を決定する。なお、実施園決定後の辞退はできないものとする。

(2) 実施事業者の決定

各園の保護者投票により選ばれた事業者には、市から結果を通知し、その通知をもって担当園の決定を行う。

13 その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出に要する一切の費用（旅費及び通信費を含む）はすべて参加者の負担とする。
- (2) プロポーザルの過程で得た情報等は本市に帰属し、市は調査手段等を含め公開・配付ができるものとし（個人情報および公開によりその者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報を除く）、参加希望者はこのことに同意のうえ参加申込をすることとする。
- (3) 候補事業者の名前は公表できるものとする。
- (4) 仕様書等内容の詳細については、本事業以外の利用は認めない。
- (5) 提出された企画提案書等は返却せず市の所有物として組織内で複写・配付を行う場合がある。
- (6) 提出された企画提案書等の内容について審査の過程で疑義が生じた場合は、必要に応じて本市から疑義の照会を行うことがある。
- (7) 郵送等の事故については、本市はいかなる責任も負わない。
- (8) やむを得ない理由により本選定を実施することができないと認められる場合は、本選定を中止することがある。なお、この場合において、企画提案に要した費用を本市に請求することはできない。
- (9) 本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ、適宜市が判断するものとする。
- (10) 本手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

14 問い合わせ先

新潟市こども未来部幼保支援課(新潟市役所本館1階)

住 所：〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

電 話：025-226-1228

F A X：025-228-2197

E-Mail：yohoshien@city.niigata.lg.jp

担 当：市立園・地域支援グループ